

平成 28 年度 事業計画

1 船舶等の航行安全に関する事業

(1) 航行安全のための啓発活動及び安全パトロール

浜名湖の利用者に対する安全意識の高揚と安全の確保を図り、さらに、水域の適正利用を図るため、次の事業を実施する。

① 機関誌及びポスター等の作成と配布

| | |
|----------------------|---------|
| 『機関誌 ルールとマナー』…………… | 5, 000部 |
| 『安全航行啓発チラシ』…………… | 5, 000部 |
| 『安全啓発ポスター』…………… | 210部 |
| 『安全対策費 PR チラシ』…………… | 2, 000部 |
| 『安全航行資料（浜名湖のみちしるべ）』… | 6, 000部 |

② 安全対策部会構成機関による安全パトロールの実施

パトロール艇「ハーモニー」を主力とし、2艇によりプレジャーボートの安全航行の指導、保管の適正化、レジャー客の保護指導など安全思想の普及啓発を積極的に実施する。

- ・実施期間…………… 4～10月のハイシーズン及び随時
- ・参加機関…………… 県、市、警察、漁協、マリン関係団体14団体

③ 通航届出者に対して航行安全講習を実施する。

- ・受付取扱窓口…………… 58か所
- ・届出者見込…………… 1, 500人

(2) 航行安全施設の設置維持管理

浜名湖における船舶の航行安全を図るため、船舶航行案内標識等の設置維持管理を実施する。また、船舶航行案内標識杭の破損等の現況調査を行い、安全航行の支障とならないよう計画的に打換え・補修を実施する。

平成28年1月31日現在、管理している施設等は以下のとおり。

| | |
|---------------------|-------|
| ・船舶航行案内標識（杭）…………… | 166か所 |
| ・遊走区域制限水域標識（杭）…………… | 8か所 |
| ・船舶航行案内標識（ブイ）…………… | 2か所 |
| ・安全航行看板…………… | 8か所 |
| ・沈没船防止看板…………… | 1か所 |
| ・掲示板…………… | 25か所 |
| 合 計 | 210か所 |

(3) 船艇の登録

① 浜名湖における航行安全の確保と船艇所有者の把握のため、船艇登録事業と静岡県河川管理条例に基づく浜名湖通航届出受託業務を実施する。

ア 通航届出の更新をはがきにより通知

イ 通航届出済証、通航届出番号（ステッカー）の交付と船艇登録台帳の整備

ウ 通航届出を促し未登録船艇を解消するための対策の実施

- ・ 指導、警告書の貼付等パトロール強化による登録の徹底
- ・ 機関誌、ポスター、安全講習会資料等を利用した通航届出制度の周知
- ・ ホームページによる広報

エ 浜名湖通航届出にかかる受託業務の実施

通航届出状況（平成 28 年 1 月末現在）（単位：隻、%）

| 船 種 | 届出隻数 | 構成比 |
|----------------|-------|-------|
| 円ハンドル・モーターボート | 1,996 | 39.1 |
| バーハンドル・モーターボート | 1,490 | 29.2 |
| 水上オートバイ | 272 | 5.3 |
| ヨット | 52 | 1.0 |
| その他 | 7 | 0.1 |
| 漁 船 | 1,291 | 25.3 |
| 計 | 5,108 | 100.0 |

2 公共係留施設の管理運営に関する事業

(1) 湖面の適正利用の促進

浜名湖において新たな不法係留船・沈廃船を出さないため、県、市、漁協及び関係団体と協力し、次の業務を実施する。

① 放置艇監視パトロール

平成 22 年度末での暫定係留施設占用期間終了に伴い、恒久係留施設に移動し不法係留はほぼ解消された。しかし、一旦は恒久係留施設に移動したものの再び元の場所に戻っている船が見受けられるため、水域管理者（静岡県・浜松市・湖西市）等と協力し定期的にパトロールを実施する。

② 係留施設等の利用マナー看板の設置維持管理（103か所）

③ 県、市、漁協及び関係団体との協議、調整

④ 自主係船組織の指導・育成

係留施設内のパトロール、清掃業務等を委託している自主係船組合の指導・育成をする。

(2) 公共マリーナ・公共係留施設の管理運営

放置艇を解消するため、護岸等を河川管理者（県、市町）が整備し、財団が栈橋等を整備した公共マリーナ・公共係留施設の管理運営を実施する。

① 一時係留（防災）栈橋の整備

三ヶ日公共マリーナに、水難事故や災害時等の救急搬送に対応可能な一時係留栈橋を新設する。

② 公共マリーナ内の浚渫

入出公共マリーナ内の船揚場及び一時係留栈橋の周辺を中心とした箇所が極端に浅くなり、船舶の航行や係留に支障を来しているため、県と協同で浚渫する。

③ 係留施設の概要

ア 宇布見公共マリーナ(愛称ユーテラス)

| 区 分 | 規 模 | 備 考 |
|----------|--------------|-------------------------|
| ①浮栈橋係留 | 251 隻 | |
| 浮 栈 橋 | 3基L= 348.8 m | |
| 係 留 杭 | 771 本 | |
| 工 事 費 | 93,793 千 | 財団施工 平成 11 年 4 月完成 |
| ②護岸係留 | 221 隻 | |
| 係 留 杭 | 685 本 | |
| 工 事 費 | 16,681 千 | 財団施工 平成 11 年 5 月完成 |
| ③収容隻数合計 | 472 隻 | 契約隻数 439 隻(H28.1.31 現在) |
| 係留杭合計 | 1,456 本 | |
| 工事費合計 | 110,474 千 | 外部工事 県施工 1,027,000 千 |
| ④駐車場収容台数 | 191 台 | |

イ 入出公共マリーナ(愛称コデマリン)

| 区 分 | 規 模 | 備 考 |
|----------|--------------|-------------------------|
| ①浮栈橋係留 | 210 隻 | 契約隻数 186 隻(H28.1.31 現在) |
| 係留方式 | Yブーム方式 | |
| 浮 栈 橋 | 3基L= 323.8 m | 財団施工 平成 12 年 4 月完成 |
| 工 事 費 | 117,873 千 | 外部工事 県施工 401,000 千 |
| ②駐車場収容台数 | 83 台 | |

ウ 伊目公共マリーナ(愛称マリーナ唐洲崎)

| 区 分 | 規 模 | 備 考 |
|----------|-------------|-------------------------|
| ①浮栈橋係留 | 280 隻 | 契約隻数 251 隻(H28.1.31 現在) |
| 係留方式 | Yブーム方式 | |
| 浮 栈 橋 | 4基L= 404.4m | 財団施工 平成 16 年 3 月完成 |
| 工 事 費 | 153,300 千 | 外部工事 県施工 1,291,000 千 |
| ②駐車場収容台数 | 80 台 | |

エ 三ヶ日公共マリーナ(愛称オレンジマリーナ)

| 区 分 | 規 模 | 備 考 |
|----------|--------------|-------------------------|
| ①浮棧橋係留 | 130 隻 | 契約隻数 109 隻(H28.1.31 現在) |
| 係留方式 | Yブーム方式 | |
| 浮 棧 橋 | 2 基L= 190.4m | 財団施工 平成 20 年 3 月完成 |
| 工 事 費 | 78,760 千円 | 外部工事 県施工 862,000 千円 |
| ②駐車場収容台数 | 98 台 | |

オ 伊佐地川公共マリーナ

| 区 分 | 規 模 | 備 考 |
|----------|-----------|------------------------|
| ①護岸係留 | 120 隻 | 契約隻数 77 隻(H28.1.31 現在) |
| 係 留 杭 | 247 本 | 財団施工 平成 20 年 12 月完成 |
| 工 事 費 | 30,975 千円 | 外部工事 県施工 1,035,000 千円 |
| ②駐車場収容台数 | 94 台 | |

カ 伊佐見公共マリーナ(愛称はまゆうマリーナ)

| 区 分 | 規 模 | 備 考 |
|----------|------------|-------------------------|
| ①浮棧橋係留 | 400 隻 | 契約隻数 382 隻(H28.1.31 現在) |
| 係留方式 | Yブーム方式 | |
| 浮 棧 橋 | 9基L=609m | 財団施工 平成 23 年 3 月完成 |
| 工 事 費 | 271,028 千円 | 外部工事 県施工 1,400,000 千円 |
| ②駐車場収容台数 | 122 台 | |

キ 浜名公共マリーナ

| 区 分 | 規 模 | 備 考 |
|----------|------------|-------------------------|
| ①浮棧橋係留 | 200 隻 | 契約隻数 193 隻(H28.1.31 現在) |
| 係 留 杭 | 406 本 | |
| 工 事 費 | 155,400 千円 | 財団施工 平成 23 年 3 月完成 |
| ②駐車場収容台数 | 20 台 | |

◎ 公共マリーナ施設利用料金

| 船 長 | 県内在住者(年額) | 県外在住者(年額) |
|----------|-----------|-----------|
| 6m以下 | 85,320 円 | 102,600 円 |
| 6m超 8m以下 | 122,040 円 | 145,800 円 |

ク 公共係留施設

| 区 分 | 規 模 | 備 考 |
|-------|------------|--|
| 箇 所 数 | 17 か所 | |
| 護岸係留 | 927 隻 | 契約隻数 747 隻(H28.1.31 現在) |
| 係 留 杭 | 2,813 本 | |
| 工 事 費 | 275,867 千円 | 係留杭打替え整備工事 村櫛西側係留施設以外 24 年度完成 村櫛西側係留施設 26 年度完成 |

◎公共係留施設利用料金

| 区 分 | 船 長 | 県内在住者(年額) | 県外在住者(年額) |
|---------|----------|-----------|-----------|
| 公共係留施設A | 6m以下 | 72,360 円 | 86,400 円 |
| | 6m超 8m以下 | 92,880 円 | 111,240 円 |
| 公共係留施設B | 6m以下 | 56,160 円 | 66,960 円 |
| | 6m超 8m以下 | 72,360 円 | 86,400 円 |

(3) 舞阪 PBS の管理運営

県が整備した浜名港プレジャーボート係留施設（舞阪PBS）について、平成 27 年度から指定管理者制度が導入され、当財団が指定管理者に指定されたため、以下のとおり舞阪 PBS の管理運営を実施する。

① 指定期間

平成 27 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日まで(5 年間)

② 指定管理者の業務

- ア 使用許可及びその取消しに関すること。
- イ 利用料金の徴収に関すること。
- ウ 維持管理に関すること。
- エ その他県又は財団が必要と認めること。

③ 係留施設の概要

| 区 分 | 延 長 | 収容隻数 | 工 期 (年 度) | 整備費 | 許可隻数 H28.1.31 |
|-------|-------------|-------|--------------|--------------|------------------|
| 蓬萊園A | L = 352 m | 112 隻 | H 4～H12 | 439,500 千円 | 72 隻 |
| 乙女園B | L = 370 m | 112 隻 | H12～H15 | 306,100 千円 | 97 隻 |
| 観月園C | L = 430 m | 140 隻 | H19～H22 | 343,900 千円 | 110 隻 |
| 千鳥園南D | L = 465 m | 143 隻 | H20～H21 | 360,782 千円 | 86 隻 |
| 千鳥園北E | L = 373 m | 101 隻 | H23～H24 | 350,045 千円 | 71 隻 |
| 計 | L = 1,990 m | 608 隻 | | 1,800,327 千円 | 436 隻 |

*収容隻数は平成 27 年度の指定管理対象隻数

◎PBS 利用料金

| 管理区分 | 船長 | 条件 | 県内在住者(年額) | 県外在住者(年額) |
|------|-------------|----|-----------|-----------|
| 指定管理 | 6m以下 | 1種 | 62,640円 | 74,520円 |
| | | 2種 | 125,280円 | 150,120円 |
| | 6m超 8m以下 | 1種 | 93,960円 | 112,320円 |
| | | 2種 | 187,920円 | 225,720円 |
| | 8m超 | 1種 | 125,280円 | 150,120円 |
| | | 2種 | 250,560円 | 301,320円 |

※ 利用料金は県条例の範囲内で指定管理者が定める。ただし、あらかじめ県の承認が必要

※ 1種艇とは2種艇以外のプレジャーボート

※ 2種艇とは船幅2.3m以上かつ投影面積(船長×船幅)が13㎡以上のプレジャーボート

(4) 公共係留施設等への新規係留艇受入れ

係留艇の受入れは平成12年当時の不法係留船に限定してきたが、平成24年12月に静岡県知事より、それ以後の不法係留船及び新規購入の船艇の受入れについても公益事業の対象になると認められたため、平成25年度からこれら新規艇の募集を行っており、平成28年度も同様に実施する。(募集予定隻数は60隻程度)

新規艇を受け入れることにより、不法係留の未然防止を図ることはもとより、浜名湖における海洋性レクリエーション活動の健全な発展が一層期待できる。

なお、新規艇の受入れ方法については、浜名湖水域利用推進調整会議において、関係者による協議により決定している。

3 その他目的を達成するために必要な事業等

(1) 関係機関との連携

浜名湖の湖面の総合的な適正利用を促進するため、警察署、海上保安署及び関係機関と連携を図る。

(2) 財団設立25周年記念事業

当財団が、平成3年4月の設立から平成28年で25周年を迎えるため、記念式典の開催及び記念誌の作成を行う。